

県北区域で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害による逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア	〇〇等の小売店への直売に係る逸失利益
	イ	催事の中止に伴う〇〇等の販売に係る逸失利益
	ウ	放射能検査費用等
	エ	放射能対策費用等
	オ	申立人の工場の敷地・建物に係る除染費用等
	カ	出張費
	キ	本件に係る弁護士費用
期 間	自	平成23年3月11日
	至	平成24年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記のとおり前項の損害項目（アないしキ）及び期間についての和解金として、金9,214,547円の支払義務のあることを認める。

記

ア	金4,826,383円
イ	金977,288円
ウ	金440,000円
エ	金1,108,475円
オ	金1,426,321円
カ	金167,695円
キ	金268,385円

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金1,262,808円を支払済みであることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 除染費用を裏付ける領収書原本の交付

申立人は、被申立人に対し、本和解成立から2週間以内に、申立人が支出した第1項記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立人代理人弁護士A宛に郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は申立人の負担とする。

6 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

7 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の法人名、住所、連絡先等の情報を必要な範囲内で提供することができる。

8 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

9 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月13日

（仲介委員 東海林正樹）